行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年11月6日	株式会社ソーサ(法人番号 8130002019407)代表者平山 秀吉	京都府京都市伏見区 上鳥羽西柳長町127番	本社	京都府京都市伏見区下鳥羽西柳長町127番	輸送施設の使用停止 (10日車)	第17条第1項第1号	令和5年5月10日及び同年5月31日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認めら 成、(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反[未 実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)点呼の 記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第 項、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による 運転者に対して行う指導及び監督違反【一部不適切】 (安全規則第10条第1項)	1	1
	株式会社ジャパンライフシステム(法人番号 5140001073704)代表者増本 淳子	兵庫県西宮市高木東 町11番38号	本社	兵庫県西宮市高木東 町11番38号	文書警告	第17条第4項	令和5年9月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
	株式会社MFL(法人番号 2120902002170)代表者信川 英樹		南大阪	大阪府堺市美原区平 尾71番地5	輸送施設の使用停止 (20日車)	第17条第1項第1号	令和5年4月14日、労働局からの通報を端緒に監査を実施、3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)		2
令和5年11月9日	株式会社矢尾重量(法人番号1150001006781)代表者上 柿 裕子		本社	奈良県天理市蔵之庄 町347-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	第17条第1項第1号	令和5年5月17日及び同年6月28日、関係機関からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記録】(安全規則第7条条第5項)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~第3項)、(7)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	3	3

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	点数	営業所 点数
令和5年11月14日		大阪府摂津市鳥飼上4 丁目8番23号	本社	大阪府摂津市鳥飼上4 丁目8番23号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件 に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)		0
令和5年11月15日	アート引越センター株式会社 (法人番号8122001015081) 代表者寺田 政登	大阪府大阪市中央区 城見1丁目2番27号	八尾支店	大阪府八尾市萱振町5 丁目11番4号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件 に達した。(1)運転者に対する指導監督義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年11月16日	東和運輸株式会社(法人番 号1120101021650)代表者小 池 宗一		本店	大阪府堺市美原区黒 山385-5,385-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(最高速度違反)が過去1年以内に 3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和5年11月20日	有限会社土山近陸運送(法 人番号3160002014797)代表 者高橋 達人		野洲	滋賀県野洲市野洲字 十八田1526	輸送施設の使用停止 (50日車)	第9条第1項	に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業施育規則に係る金規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実録』(安全規則第7条第1項~第3項)、(5)点呼の記錄違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項~第3項)、(5)点呼の記錄之【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記錄計による記錄違反【記録】(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	5	5
令和5年11月21日	株式会社ジャパントラフィック (法人番号6150001005845) 代表者清水 修	奈良県奈良市南紀寺 町四丁目126番9	本社	奈良県奈良市南紀寺 町四丁目126番9	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年4月18日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第項、(2)点呼の乗施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監運転消による運転者に対する特別な指導及び監運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(4)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)		3

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年11月24日	AK物流株式会社(法人番号 8130001041080)代表者堀川 和世		本社	京都府綾部市栗町野佃27番地の5	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和5年5月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1) 業計画変更認可違反【自動車車庫の位置規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業が通過では、3) 疾病、第自動車の運転者の動務時間及び乗務等の事で違反(貨物自動車運送事業輸送安建規則(以下「安全規則)第3条第4項)、(3) 疾病、第等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4) 点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項~第3項)、(5) 点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第1項~第3項)、(6) 業務の(7) 業別「全規則第7条第5項」、(6) 業務の(7) 建反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7) 建反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7) 運転の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事銀長の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事との5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事との5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事との5第1項)、(8)「貨物自動車運送等業者が事との5第1項)、(9)「貨物自動車運送等業者が事との5第1項)、(4)「貨物自動車運送等業者が事との5第1項)、(4)「貨物自動車運送等業者が事業用自動車の運転者に対ける特別な影響を表現して行う指導及び監運転者に対ける場別など、(4)「関係第2項)		5
令和5年11月30日	ヒラヌマ運輸株式会社(法人 番号7250001004407)代表者 平沼 隆行		滋賀	滋賀県湖南市吉永104 番地1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和5年4月25日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自 動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時 間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3 条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則 第7条第1項~第3項)、(3)運行指示書【作成、指示 又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項~ 第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」によ る運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】 (安全規則第10条第1項)		5